三　教育公務員特例法の一部改正関係
　義務教育等教員特別手当について、校長及び教員が分掌する校務類型に応じて支給することとし、その額は校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して条例で定めることとすることとした。（第一三条第二項関係）
四　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正関係
　学校運営協議会が置かれている公立の義務教育諸学校等の校長が、学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針に、当該学校における業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めることとすることとした。（第四七条の五第四項関係）
五　その他
　その他関係法律の一部を改正することとした。
六　施行期日等
1　この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条関係）
2　政府は、令和一一年度までに、公立の義務教育諸学校等の教育職員について、一箇月時間外在校等時間（一箇月の学校の教育活動に関する業務を行っている時間として外形上把握することができる時間から、国民の祝日に関する法律（昭和二三年法律第一七八号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）や年末年始の休日（一二月二九日から翌年の一月三日までの日（祝日法による休日を除く。）をいう。）等以外の日における正規の勤務時間を除いた時間として、文部科学大臣が定める指針で定める時間をいう。）を平均三〇時間程度に削減することを目標とし、公立の義務教育諸学校等の教育職員一人当たりの担当する授業時数を削減することその他の公立の義務教育諸学校等の教育職員の業務の量の削減のために必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第三条関係）
3　政府は、公立の中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の同学年の生徒で編制する学級に係る一学級の生徒の数の標準について、令和八年度から三五人に引き下げるよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第四条関係）
4　政府は、公立の義務教育諸学校等において、その学校全体の教育職員の仕事と生活の調和を実現する上で、その管理職手当を受ける教育職員（以下「公立学校の管理職員」という。）が重要な役割を果たすことに鑑み、公立学校の管理職員及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の服務を監督する教育委員会による当該教育職員のそれぞれ担当する業務についての見直しに係る措置その他の当該教育職員の業務の管理の実効性の向上のための措置について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第五条関係）
5　政府は、一の2及び三の施行の日（令和八年一月一日）以後二年を目途として、幼稚園を除く公立の義務教育諸学校等の教育職員の勤務の状況について調査を行い、その結果に基づく勤労環境その他の勤務条件に関する状況、人材確保の動向並びに給与及び報酬等に要する経費についての財源の確保の状況その他の事情を勘案し、教育職員の勤務条件の更なる改善のための措置について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、教職調整額に係る率の変更を行うことを含め、必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第六条関係）
6　政府は、公立の幼稚園の教育職員については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法に定める給与その他の勤務条件に関する特例の適用を受けるとともに、保育所及び幼保連携型認定こども園の職員と同様に子ども・子育て支援法附則第二条の二に規定する処遇の改善に資するための措置が講じられていることに鑑み、公立の幼稚園の教育職員の処遇の在り方に関し、他の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する制度との整合性を確保しつつ保育所及び幼保連携型認定こども園の職員の処遇との均衡を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとした。（附則第七条関係）
7　この法律は、一部を除き、令和八年四月一日から施行することとした。

◇食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律

（法律第六九号）（農林水産省）
一　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の一部改正関係
1　題名
　題名を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」とすることとした。
2　目的
　この法律は、食品等事業者が食料システム（食料・農業・農村基本法第二条第五項に規定する食料システムをいう。）において農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進のための措置及び食品等の取引の適正化のための措置を講じ、もって農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを目的とすることとした。（第一条関係）
3　定義
　「食品等事業者」、「農林漁業者」、「安定取引関係確立事業活動」、「流通合理化事業活動」、「環境負荷低減事業活動」、「消費者選択支援事業活動」、「連携支援事業」及び「飲食料品等」を定義した。（第二条関係）
4　食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進のための措置
㈠　食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本的な方針
　農林水産大臣は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本的な方針を定めることとした。（第五条関係）
㈡　安定取引関係確立事業活動計画の認定等
　安定取引関係確立事業活動を実施しようとする食品等事業者は、安定取引関係確立事業活動計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができることとした。（第六条関係）
㈢　流通合理化事業活動計画の認定等
　流通合理化事業活動を実施しようとする食品等事業者は、流通合理化事業活動計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができることとした。（第八条関係）
㈣　環境負荷低減事業活動計画の認定等
　環境負荷低減事業活動を実施しようとする食品等事業者は、環境負荷低減事業活動計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができることとした。（第九条関係）
㈤　消費者選択支援事業活動計画の認定等
　消費者選択支援事業活動を実施しようとする食品等事業者は、消費者選択支援事業活動計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができることとした。（第一〇条関係）
㈥　連携支援計画の認定等
　連携支援事業を実施しようとする者は、連携支援計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができることとした。（第一一条関係）
㈦　支援措置
　安定取引関係確立事業活動計画、流通合理化事業活動計画、環境負荷低減事業活動計画、消費者選択支援事業活動計画又は連携支援計画の認定を受けた者に対する支援措置として、次に掲げる措置を講ずることとした。
(1)　中小企業等経営強化法の特例（第一三条関係）
(2)　研究機構の研究開発設備等の供用等に係る業務（第一四条関係）
(3)　株式会社日本政策金融公庫による融資（第一五条関係）